



発行 新潟県

第 27 号

令和8年4月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 282 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（県民生活課）
- 283 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院の指定（障害福祉課）
- 284 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 285 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課）
- 286 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止（障害福祉課）
- 287 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 288 令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（雇用能力開発課）
- 289 令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間（雇用能力開発課）
- 290 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（スポーツ課）
- 291 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（スポーツ課）
- 292 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 293 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 294 種畜証明書の有効期間延長の通報（畜産課）
- 295 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 296 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 297 新潟県土地利用計画の変更（用地・土地利用課）
- 298 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 299 港湾施設の廃止（港湾整備課）
- 300 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 予算の公表（財政課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（出納局管理課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

令和8年3月30日付け県報号外1条例第8号中（法務文書課）



◎新潟県告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
緊急不動産活用型住宅再建資金貸付金利息の預金口座振替収納事務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日

◎新潟県告示第283号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により、指定病院を次のとおり指定した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	指定期間
村上海まなす病院	村上市瀬波中町12-18	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
黒川病院	胎内市下館字大開1522	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
有田病院	新発田市金谷197	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
田宮病院	長岡市深沢町2300	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
三島病院	長岡市藤川1713-8	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
柏崎厚生病院	柏崎市茨目字二ツ池2071-1	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
五日町病院	南魚沼市五日町2375	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
高田西城病院	上越市西城町2-8-30	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

三交病院	上越市大字塩屋337-1	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
佐渡総合病院	佐渡市千種161	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

◎新潟県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
ラベンダー薬局	村上市有明929-51	精神通院医療		令和8年3月2日
大手薬局南部店	長岡市曲新町593番地3	精神通院医療		令和8年4月1日
スクラム訪問看護ステーション	新発田市緑町3-1-9 ピュアライフグリーンタウンA102	精神通院医療		令和8年4月1日

◎新潟県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団馬場内科医院	三条市東裏館2-16-12	精神通院医療		令和8年4月1日
平塚ファミリークリニック	新発田市真野原1719-4	精神通院医療		令和8年4月1日
岩崎内科医院	燕市小高828	精神通院医療		令和8年4月1日
新潟県厚生農業協同組合連 合会 南佐渡地域医療センター	佐渡市羽茂本郷22番地	精神通院医療		令和8年4月1日
メディカルフォレスト十日町 中央クリニック	十日町市稲荷町3南-1-9	精神通院医療		令和8年4月1日
おひさま薬局	燕市五千石3268番地1	精神通院医療		令和8年4月1日
大手薬局本成寺店	三条市東本成寺21-14	精神通院医療		令和8年4月1日

ふるまい訪問看護リハビリステーション	見附市本所1丁目25番52号	精神通院医療	/	令和8年4月1日
--------------------	----------------	--------	---	----------

◎新潟県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	廃止年月日
ラベンダー薬局	村上市有明849-3	精神通院医療	/	令和8年3月1日
アイン薬局直江津店	上越市東雲町1丁目6番11号	精神通院医療	/	令和8年3月13日
大手薬局南部店	長岡市撰田屋1丁目4番45号	精神通院医療	/	令和8年3月31日
独立行政法人労働者健康安全機構新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	精神通院医療	/	令和8年4月1日

◎新潟県告示第287号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
5月11日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月12日（火）		阿賀町役場上川支所車庫	
5月13日（水）		阿賀町役場三川支所車庫	
5月14日（木）			
5月15日から令和9年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第288号

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）第4条の規定により、令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和9年4月1日から実施する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける普通課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	精密機械加工科	20	2年
	スマートFA技術科	15	2年
	電気システム科	15	2年
	電気工事科	15	2年
	自動車整備科(デュアルシステム訓練)	40	2年
上越テクノスクール	自動車整備科	50	2年
	メカトロニクス科	20	2年
	スマートFA技術科	15	2年
三条テクノスクール	メカトロニクス科	20	2年
	工業デザイン科	15	2年
	生産システム科	20	2年
	ものづくり総合科	50	2年
魚沼テクノスクール	建築施工科	20	2年
	建築デザイン施工科	15	2年
合 計		330	

◎新潟県告示第289号

新潟県立職業能力開発校規則(昭和47年新潟県規則第63号)第27条の規定により、令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間を次のとおり定め、令和9年4月1日から実施する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

令和9年度の新潟県立テクノスクールにおける短期課程の普通職業訓練の訓練科、訓練定員及び訓練期間

実施校	訓練科	訓練定員	訓練期間
新潟テクノスクール	溶接科	20	6か月
	ビル設備管理科	30	6か月
	パソコン・CAD科	30	6か月
上越テクノスクール	溶接科	20	6か月
	木造建築科	15	1年
	デジタル制御科	30	6か月
三条テクノスクール	溶接科	30	6か月
魚沼テクノスクール	電気設備工事科	15	1年
合 計		190	

◎新潟県告示第290号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
にいがた健康・スポーツ医科学ネットワーク	新潟市中央区清五郎67番地12

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター手数料に係る徴収事務

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

◎新潟県告示第291号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
県立長岡屋内総合プール共同事業体 代表者 株式会社日本水泳振興会	東京都中野区東中野三丁目18番12号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
県立長岡屋内総合プールに係る使用料徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年4月1日

◎新潟県告示第292号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、新潟市に係る北区農業振興地域(令和4年新潟県告示第1202号)、東区農業振興地域(令和4年新潟県告示第1202号)、江南区農業振興地域(令和4年新潟県告示第1202号)、秋葉区農業振興地域(令和7年新潟県告示第548号)及び西区農業振興地域(令和4年新潟県告示第1202号)の区域を次のとおり変更する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更した地域の名称
北区農業振興地域、東区農業振興地域、江南区農業振興地域、秋葉区農業振興地域及び西区農業振興地域
- 2 区域
新潟市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の青色の枠線で囲まれた区域
(図面省略)
図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。
- 3 変更年月日
令和8年4月10日

◎新潟県告示第293号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、胎内農業振興地域(平成28年新潟県告示第409号)の区域を次のとおり変更する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更した地域の名称
胎内農業振興地域
- 2 区域
胎内市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の黒色の枠線で囲まれた区域
(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和8年4月10日

◎新潟県告示第294号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく令和8年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6か月以内に限り延長する旨の通報があった。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年4月10日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 加茂市大字鶴森甲1077番地 渡邊 儀一

就任年月日 令和8年3月14日

◎新潟県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和8年3月30日認可した。

令和8年4月10日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第297号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（令和8年3月新潟県告示第239号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 農業地域について次の区域を拡大する。

区域 面積（ヘクタール）

胎内市の一部 5

2 農業地域について次の区域を縮小する。

区域 面積（ヘクタール）

新潟市の一部 161

3 森林地域について次の区域を拡大する。

区域 面積（ヘクタール）

村上市の一部 32

胎内市の一部 63

新発田市の一部 32

佐渡市の一部 177

聖籠町の一部 15

粟島浦村の一部 1

4 森林地域について次の区域を縮小する。

区域 面積（ヘクタール）

村上市の一部 1

聖籠町の一部 2

◎新潟県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
胎内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 胎内都市計画下水道事業
(2) 名称 胎内市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成15年8月5日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第299号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、直江津港の次の港湾施設を廃止する。

令和8年4月10日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
港湾施設用地	南埠頭	上越市港町 1丁目11- 2地内	面積565平方メートル

◎新潟県告示第300号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和8年4月1日から実施した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア 自動車税及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。） イ・ウ (略)	4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア 自動車税の種別割及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。） イ・ウ (略)

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県資産管理用ソフトウ

エア保守サービス提供業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県資産管理用ソフトウェア保守サービス提供業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和8年4月10日（金）から令和8年5月22日（金）まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>

(2) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月22日（金）午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札に係る入札説明書（仕様書を含む）の交付を受けている者であること。

(3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(4) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借及び役務提供契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和8年4月10日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和8年5月13日（水）午後5時まで

イ 提出方法

本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局ICT推進課
電話：025-280-5105

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年5月18日(月)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び役務提供契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Asset Management Software Maintenance Services

(2) Time and place of bidding:

13:30 p.m. May 22, 2026

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

予算の公表について（公告）

令和8年3月27日新潟県議会において議決された令和8年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和7年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

令和8年度新潟県一般会計予算

令和8年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,169,750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金 額
第1款	県	税	第1項 県民税 第2項 県民業税 第3項 県民地方消費税 第4項 県民不動産取得税 第5項 県民たばこ税 第6項 県民ゴルフ場利用税 第7項 県民軽油引取税 第8項 県民自動車税 第9項 県民船舶区税 第10項 県民狩猟税 第11項 県民核燃料税 第12項 県民産業廃棄物税 第13項 県民旧法による税	292,805,000 78,268,000 77,884,000 83,782,000 4,775,000 2,390,000 417,000 10,792,000 29,025,000 32,000 10,000 5,303,000 104,000 23,000
第2款	県民	清算金	第1項 県民利子割清算金	1,292,000 1,292,000

第3款	地方消費税清算金	第1項	地方消費税清算金	137,318,000 137,318,000
第4款	地方譲与税	第1項	特別法人事業譲与税	53,165,000
		第2項	地方揮発油譲与税	49,665,000
		第3項	石油ガス譲与税	2,920,000
		第4項	自動車重量譲与税	113,000
		第5項	森林環境譲与税	356,000
		第6項	航空機燃料譲与税	109,000 2,000
第5款	地方特例交付金	第1項	地方特例交付金	11,058,000 11,058,000
第6款	地方交付税	第1項	地方交付税	259,100,000 259,100,000
第7款	交通安全別交付策金	第1項	交通安全対策特別交付金	346,000 346,000
第8款	分担金及び負担金	第1項	分担金	7,714,758
		第2項	負担金	880,903 6,833,855
第9款	使用料及び手数料			13,556,125

	第1項 使 手	用 数	料 料	9,719,229
	第2項 使 手	用 数	料 料	3,836,896
第10款 国 庫 支 出 金	第1項 国 庫 負 担 金			137,156,525
	第2項 国 庫 補 助 金			29,754,883
	第3項 委 託 金			105,407,093
				1,994,549
第11款 財 産 収 入	第1項 財 産 運 用 収 入			4,786,799
	第2項 財 産 売 収 入			4,343,807
				442,992
第12款 寄 附 金	第1項 寄 附 金			13,930,256
				13,930,256
第13款 繰 入 金	第1項 特 別 会 計 繰 入 金			44,062,590
	第2項 基 金 繰 入 金			3,292,371
				40,770,219
第14款 諸 収 入	第1項 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料 等			122,509,947
	第2項 利 子 収 入			151,027
	第3項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入			15,798
	第4項 貸 付 金 収 入			10,430,111
				101,151,205

	第5項 受託事業収入	1,981,107
	第6項 収益事業収入	2,419,642
	第7項 子割精算金収入	1
	第8項 雑収入	6,361,056
第15款 県債	第1項 県債	70,789,000
		70,789,000
第16款 繰越金	第1項 繰越金	160,000
		160,000
歳入	合計	1,169,750,000

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,497,651 1,497,651
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 総 務 管 理 費 第 3 項 統 計 調 査 費 第 4 項 徴 税 費 第 5 項 市 町 村 振 興 費 第 6 項 選 挙 員 会 費 第 7 項 人 事 委 員 会 費 第 8 項 監 査 委 員 費	52,527,160 18,514,228 22,987,695 592,596 7,509,365 970,685 1,521,553 175,029 256,009
第 3 款 環 境 費	第 1 項 環 境 政 策 費 第 2 項 環 境 対 策 費 第 3 項 資 源 循 環 推 進 費 第 4 項 防 災 費	5,983,787 764,791 968,392 358,163 3,892,441
第 4 款 福 祉 保 健 費		192,440,284

第1項	福祉保健費	23,008,011
第2項	国保・福祉指導費	48,539,899
第3項	地域医療政策費	12,546,835
第4項	医師・看護職員確保対策費	3,207,270
第5項	高齢福祉保健費	44,698,407
第6項	健康対策費	4,824,814
第7項	生活衛生費	1,466,494
第8項	障害福祉社費	25,968,489
第9項	子ども家庭費	27,451,098
第10項	感染症対策費	728,967
第5款	労働費	2,763,080
第1項	労働委員会費	128,695
第2項	しごと定住促進費	433,478
第3項	雇用能力開発費	2,200,907
第6款	産業費	122,466,464
第1項	産業政策費	4,951,747
第2項	地域産業振興費	98,391,884
第3項	創業・イノベーション推進費	1,571,144
第4項	産業立地費	11,242,926
第5項	観光費	1,436,914
第6項	国際観光費	281,429

	第7項 文 ス 第8項 費	化 ー ツ 費	2,907,040 1,683,380
第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 費 第2項 地 域 農 政 推 進 費 第3項 農 産 園 芸 費 第4項 経 営 普 及 費 第5項 食 品 ・ 流 通 費 第6項 畜 産 業 費 第7項 水 産 業 費 第8項 林 業 費 第9項 農 地 管 理 費 第10項 農 地 基 盤 整 備 費 第11項 農 地 計 画 費	64,749,059 3,670,777 6,541,669 1,640,058 3,395,997 424,063 1,033,891 2,903,388 9,914,877 5,976,261 27,872,547 1,375,531	
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費 第2項 道 路 橋 梁 費 第3項 河 川 岸 費 第4項 砂 防 費 第5項 都 市 計 画 費 第6項 建 築 費	121,348,606 11,166,262 57,872,816 18,654,495 11,324,280 6,142,264 4,549,360	

第13款	諸 支 出 金	第1項	県 債	費	164,076,879
		第1項	公 営 企 業 貸 付 金	出 金	184,929,149
		第2項	雑 支	算 金	10,430,111
		第3項	利 子 割 清 算	金	3,068,500
		第4項	地 方 消 費 税 清 算	金	1,223,953
		第5項	利 子 割 交 付	金	85,078,311
		第6項	配 当 割 交 付	金	778,028
		第7項	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付	金	2,332,638
		第8項	分 離 課 税 所 得 割 交 付	金	3,323,430
		第9項	法 人 事 業 税 交 付	金	133,495
		第10項	地 方 消 費 税 交 付	金	5,622,281
		第11項	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付	金	69,426,115
		第12項	環 境 性 能 割 交 付	金	291,900
		第13項	軽 油 引 取 税 交 付	金	467
		第14項	利 子 割 精 算	金	3,219,204
		第15項	旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付	金	1
		第1項	予 備	費	715
第14款	予 備 費	第1項	予 備	費	300,000
					300,000
歳 出	合 計				1,169,750,000

第2表 債務負担行為								
事	項	期	問	限	度	額	説	明
市町村支援体制構築支援業務委託契約		令和9年度から 令和10年度まで			89,000千円			
Microsoft365利用サービス提供業務契約		令和9年度から 令和13年度まで			3,243,123千円			
給与システム運用管理委託契約		令和9年度から 令和12年度まで			226,926千円			
自治研修所研修外部委託契約		令和9年度から 令和10年度まで			119,534千円			
県庁舎中央監視設備更新工事請負契約		令和9年度			275,000千円			
次期税務システム導入に係るコンサルティング業務委託契約		令和9年度から 令和10年度まで			45,996千円			
次期税務システム導入業務委託契約		令和9年度から 令和10年度まで			693,198千円			
次期税務システム導入に伴う移行データ抽出業務委託契約		令和9年度から 令和10年度まで			66,792千円			
不動産評価情報等の通知に係る税総合オンラインシステム改修業務委託契約		令和9年度			49,465千円			
県議会議員選挙選挙公報発行業務契約		令和9年度			9,960千円			
令和8年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務		令和8年度から 令和18年度まで			元金1,041,000,000千円及び 当該額に対する利子相当額			
令和8年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務(グリーンボンド)		令和8年度から 令和18年度まで			元金118,000,000千円及び 当該額に対する利子相当額			

財務会計システム運用保守業務委託契約	令和9年度	24,637千円	
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科小児集中治療学講座設置協定	令和9年度から令和10年度まで	58,980千円	
医療機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金交付決定	令和9年度	33,275千円	
離職者等再就職訓練委託契約	令和9年度	61,248千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約	令和9年度	7,173千円	
障害者職業能力開発訓練委託契約	令和9年度	2,930千円	
業界別外国人材活躍推進チャレンジ業務委託契約	令和9年度から令和10年度まで	10,000千円	
海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和9年度	51,491千円	
関西情報発信拠点施設賃借契約	令和9年度から令和11年度まで	90,915千円	
若者県内就職促進奨学金返還支援事業補助金交付決定	令和9年度	4,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和9年度から令和19年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が令和8年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額57,000千円を限度としてその損失を補償する。	
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和9年度から令和19年度まで	52,380千円	新潟県信用保証協会が令和8年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
鈴木のりたり「大ピンチ展！」開催費用負担協定(相手方「鈴木のりたり「大ピンチ展！」新潟実行委員会(仮称)»)	令和9年度	7,100千円	

妙高赤倉シャングェ 負契約	リフト制御装置更新工事請	令和9年度	59,070千円	
妙高赤倉シャングェ 約	リフト支柱塗装工事請負契	令和9年度	9,917千円	
妙高赤倉シャングェ 負契約	スタートゲート更新工事請	令和9年度	7,740千円	
妙高赤倉シャングェ 負契約	インラン整備機更新工事請	令和9年度	33,120千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)		令和8年度から 令和9年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が令和8年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金368,281千円が回収されないうちに生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約		令和9年度から 令和28年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,110,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約		令和9年度から 令和26年度まで		農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約		令和9年度から 令和28年度まで		漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額200,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約		令和9年度から 令和18年度まで		漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約		令和8年度から 令和33年度まで		新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合は、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
畜産特別支援資金利子補給契約		令和9年度から 令和33年度まで		新潟県畜産特別支援資金融通助成事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産特別支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合は、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額

国営加治川用水農業水利事業負担金	令和9年度から 令和24年度まで	280,854千円	
国営関川用水農業水利事業負担金	令和9年度から 令和24年度まで	1,217,702千円	
新井郷川排水機場保守点検・操作業務委託契約	令和9年度から 令和12年度まで	401,613千円	
土地改良施設管理事業新潟6期地区工事請負契約	令和9年度	23,300千円	
県営かんがいの排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	令和9年度	23,073千円	
県営かんがいの排水事業阿賀野川右岸(1期)地区工事請負契約	令和9年度	10,502千円	
県営かんがいの排水事業高根川地区工事請負契約	令和9年度	20,000千円	
県営かんがいの排水事業福高地区工事請負契約	令和9年度	26,000千円	
県営かんがいの排水事業白根郷地区工事請負契約	令和9年度	94,000千円	
県営かんがいの排水事業大河津地区工事請負契約	令和9年度	20,000千円	
県営かんがいの排水事業沖山地区工事請負契約	令和9年度	96,000千円	
県営かんがいの排水事業花立川地区工事請負契約	令和9年度	30,100千円	
県営かんがいの排水事業市之越地区工事請負契約	令和9年度	13,000千円	
県営かんがいの排水事業豊浦郷地区工事請負契約	令和9年度	15,000千円	

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区 工事請負契約	令和9年度	29,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地 区工事請負契約	令和9年度	43,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業加茂郷地 区工事請負契約	令和9年度	22,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業田上郷地 区工事請負契約	令和9年度	19,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業五十嵐川 沿岸Ⅱ期地区工事請負契約	令和9年度	21,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業旧広通江 地区工事請負契約	令和9年度	25,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業五城水管 理地区工事請負契約	令和9年度	20,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業大塚頭首 工地区工事請負契約	令和9年度	15,000千円	
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契 約	令和9年度	91,027千円	
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸(1期)地区工事 請負契約	令和9年度	37,897千円	
県営港水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和9年度	90,000千円	
県営港水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和9年度	100,000千円	
県営港水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和9年度	50,000千円	
県営ため池等整備事業左岸頭首工地区工事請負契約	令和9年度	20,000千円	

県営ため池等整備事業三面川左岸頭首工地区工事請負契約	令和9年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業暮坪地区工事請負契約	令和9年度	24,000千円	
県営ため池等整備事業大江下流部地区工事請負契約	令和9年度	25,000千円	
県営ため池等整備事業打越沼地区工事請負契約	令和9年度	26,000千円	
県営ため池等整備事業打越西地区工事請負契約	令和9年度	25,500千円	
県営ため池等整備事業朝日地区工事請負契約	令和9年度	44,000千円	
県営ため池等整備事業町軽井地区工事請負契約	令和9年度	62,000千円	
県営ため池等整備事業大岩地区工事請負契約	令和9年度	28,000千円	
県営地盤沈下対策事業新潟中東地区工事請負契約	令和9年度	43,000千円	
県営地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和9年度	98,000千円	
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業田中大堤地区工事請負契約	令和9年度	15,000千円	
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業仲之入地区工事請負契約	令和9年度	35,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業長津地区工事請負契約	令和9年度	24,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和9年度	92,000千円	

県営営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和9年度	11,000千円	
県営営体育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和9年度	25,000千円	
県営営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和9年度	17,000千円	
県営営体育成基盤整備事業下里地区工事請負契約	令和9年度	35,000千円	
県営営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合地区工事請負契約	令和9年度	54,000千円	
県営営体育成基盤整備事業西江地区工事請負契約	令和9年度	87,000千円	
県営営体育成基盤整備事業平木田柳原地区工事請負契約	令和9年度	13,000千円	
県営営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合2期地区工事請負契約	令和9年度	30,000千円	
県営営体育成基盤整備事業下里2期地区工事請負契約	令和9年度	10,000千円	
県営営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	令和9年度	14,000千円	
県営営体育成基盤整備事業五十公野中央地区工事請負契約	令和9年度	42,000千円	
県営営体育成基盤整備事業下里3期地区工事請負契約	令和9年度	82,000千円	
県営営体育成基盤整備事業上中山地区工事請負契約	令和9年度	52,000千円	
県営営体育成基盤整備事業中浦第2工区地区工事請負契約	令和9年度	53,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業関屋地区工事請負契約	令和9年度	66,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業新津郷田上地区工事請負契約	令和9年度	64,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業新関地区工事請負契約	令和9年度	59,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業小杉地区工事請負契約	令和9年度	50,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業若宮地区工事請負契約	令和9年度	29,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業若宮2期地区工事請負契約	令和9年度	39,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業新関2期地区工事請負契約	令和9年度	19,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業松橋地区工事請負契約	令和9年度	37,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業富永・吉栄2期地区工事請負契約	令和9年度	27,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業富永・吉栄3期地区工事請負契約	令和9年度	74,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業針ヶ曾根3期地区工事請負契約	令和9年度	75,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業笠木地区工事請負契約	令和9年度	113,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大原3期地区工事請負契約	令和9年度	157,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業上横場地区工事請負契約	令和9年度	58,000千円	

県営営体育成基盤整備事業新屋地区工事請負契約	令和9年度	8,000千円	
県営営体育成基盤整備事業南五百川地区工事請負契約	令和9年度	20,000千円	
県営営体育成基盤整備事業年友地区工事請負契約	令和9年度	109,000千円	
県営営体育成基盤整備事業平野新地区工事請負契約	令和9年度	91,000千円	
県営営体育成基盤整備事業平野新2期地区工事請負契約	令和9年度	34,000千円	
県営営体育成基盤整備事業黒糸地区工事請負契約	令和9年度	62,000千円	
県営営体育成基盤整備事業関原2期地区工事請負契約	令和9年度	62,000千円	
県営営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和9年度	6,000千円	
県営営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央2期地区工事請負契約	令和9年度	31,000千円	
県営営体育成基盤整備事業中家・池平地区工事請負契約	令和9年度	76,000千円	
県営営体育成基盤整備事業中家・池平2期地区工事請負契約	令和9年度	14,000千円	
県営営体育成基盤整備事業大月地区工事請負契約	令和9年度	28,000千円	
県営営体育成基盤整備事業大月2期地区工事請負契約	令和9年度	25,000千円	
県営営体育成基盤整備事業大月3期地区工事請負契約	令和9年度	48,000千円	

県営営体育成基盤整備事業山谷稲葉地区工事請負契約	令和9年度	30,000千円	
県営営体育成基盤整備事業黒滝地区工事請負契約	令和9年度	21,000千円	
県営営体育成基盤整備事業矢田地区工事請負契約	令和9年度	44,000千円	
県営営体育成基盤整備事業中鱒石南部2期地区工事請負契約	令和9年度	44,000千円	
県営営体育成基盤整備事業安田地区工事請負契約	令和9年度	20,000千円	
県営営体育成基盤整備事業西山中部地区工事請負契約	令和9年度	24,000千円	
県営営体育成基盤整備事業安田2期地区工事請負契約	令和9年度	35,000千円	
県営営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和9年度	16,000千円	
県営営体育成基盤整備事業島田地区工事請負契約	令和9年度	30,000千円	
県営営体育成基盤整備事業原之町地区工事請負契約	令和9年度	4,000千円	
県営営体育成基盤整備事業和田北部地区工事請負契約	令和9年度	50,000千円	
県営営体育成基盤整備事業三郷地区工事請負契約	令和9年度	62,000千円	
県営営体育成基盤整備事業島田2期地区工事請負契約	令和9年度	61,000千円	
県営営体育成基盤整備事業青野2期地区工事請負契約	令和9年度	44,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業三郷2期地区工事請負契約	令和9年度	23,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業柳井田地区工事請負契約	令和9年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業和田北部2期地区工事請負契約	令和9年度	50,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業高土東部地区工事請負契約	令和9年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業下池部地区工事請負契約	令和9年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業あわら地区工事請負契約	令和9年度	16,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業川島・坂井地区工事請負契約	令和9年度	12,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業田中・中条地区工事請負契約	令和9年度	30,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業長江地区工事請負契約	令和9年度	49,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業新貝地区工事請負契約	令和9年度	30,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大和田地区工事請負契約	令和9年度	24,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業国府川左岸2期地区工事請負契約	令和9年度	35,000千円	
県営中山間地域対策事業武道窪地区工事請負契約	令和9年度	7,000千円	
県営中山間地域対策事業栗山地区工事請負契約	令和9年度	5,000千円	

県営中山間地域対策事業山口地区工事請負契約	令和9年度	12,000千円	
県営中山間地域対策事業山ノ下地区工事請負契約	令和9年度	22,000千円	
県営中山間地域対策事業津南第二地区工事請負契約	令和9年度	4,000千円	
県営中山間地域対策事業原北通地区工事請負契約	令和9年度	19,000千円	
県営中山間地域対策事業谷根・出地区工事請負契約	令和9年度	17,000千円	
県営中山間地域対策事業大洞地区工事請負契約	令和9年度	16,000千円	
県営中山間地域対策事業湯川内第2地区工事請負契約	令和9年度	16,000千円	
県営中山間地域対策事業前高宮地区工事請負契約	令和9年度	18,000千円	
県営中山間地域対策事業芋坂時之島地区工事請負契約	令和9年度	7,000千円	
県営中山間地域対策事業荒金堂高新田地区工事請負契約	令和9年度	33,000千円	
県営中山間地域対策事業入間地区工事請負契約	令和9年度	16,000千円	
土木設計積算システム構築業務委託契約	令和9年度	79,753千円	
一般国道353号緊急地方道路整備工事請負契約	令和9年度	175,000千円	
県道佐渡一周線緊急地方道路整備(海岸護岸)工事請負契約	令和9年度	276,000千円	

県道佐渡一周線緊急地方道路整備(軽量盛土)工事請負契約	令和9年度	120,000千円	
県道佐渡一周線隧道補修(北小浦トンネル)工事請負契約	令和9年度	100,000千円	
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	令和9年度から令和10年度まで	20,000千円	
面川排水機場特定構造物改築(自家発電設備)工事請負契約	令和9年度	150,000千円	
土合川排水機場特定構造物改築(自家発電設備)工事請負契約	令和9年度	150,000千円	
二級河川広田川河川整備工事請負契約	令和9年度	45,000千円	
一級河川阿賀野川広域河川改修工事請負契約	令和9年度	90,000千円	
一級河川駒林川広域河川改修工事請負契約	令和9年度	80,000千円	
一級河川十二沢川広域河川改修工事請負契約	令和9年度	100,000千円	
一級河川貝喰川広域河川改修遺跡調査委託契約	令和9年度	200,000千円	
二級河川柿崎川広域河川改修工事請負契約	令和9年度	130,000千円	
一級河川乙大日川総合流域防災工事請負契約	令和9年度	80,000千円	
一級河川春木山大沢川総合流域防災工事請負契約	令和9年度	230,000千円	
風倉発電所発電機等更新工事委託契約	令和9年度から令和10年度まで	400,000千円	

ダム洪水予測システム運用管理委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	7,920千円	
飯門新田新田線橋梁下部工事請負契約	令和9年度	230,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和8年度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額794,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。	
警察署等電力需給契約	令和9年度	84,665千円	
十日町警察署庁舎建築工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	1,571,127千円	
五泉警察署敷地造成工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	121,308千円	
交通信号機用LED電球購入契約	令和9年度	24,639千円	
教育情報ネットワークシステム用ソフトウェア賃貸借契約	令和9年度から 令和13年度まで	335,529千円	
授業料等収納管理システム構築・運用保守業務委託契約	令和9年度から 令和14年度まで	187,682千円	
県立学校Microsoft365利用サービス提供業務契約	令和9年度から 令和13年度まで	219,076千円	
新潟県教育支援システム保守管理サポート委託契約	令和9年度	8,738千円	

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	12,275,000千円				
河川事業費	6,847,000				
海岸事業費	439,000				
砂防事業費	4,774,000				
街路事業費	276,000				
公園事業費	720,000				
営繕事業費	287,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
港湾事業費	3,237,000				
空港事業費	389,000				
水産事業費	64,000				
漁業事業費	383,000				
林業事業費	440,000				
治山事業費	1,560,000				
農地事業費	4,103,000				
災害復旧事業費	4,438,000				
学校教育施設等整備事業費	3,125,000				
社会福祉施設整備事業費	337,000				
地域活性化事業費	1,580,000				
防災対策事業費	11,563,000				

地方道路等整備事業費	5,259,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	1,113,000
河川等整備事業費	54,000
警察施設整備事業費	411,000
交通安全施設整備事業費	937,000
本庁舎改修事業費	40,000
地域機関改修事業費	2,429,000
石綿対策事業費	47,000
脱炭素設備整備事業費	96,000
国立・国定公園施設整備事業費	4,000
環日本海環境協力事業費	6,000
関岬キャンプ場改修事業費	2,000
長岡屋内総合プール改修費	35,000
医療体制整備事業費	163,000
県政記念館改修事業費	80,000
農林水産業振興事業費	30,000
えちごトキめき鉄道株式会社貸付事業費	246,000
公施設等除却費	183,000
デジタル活用推進事業費	517,000
行政改革推進債	2,300,000
合 計	70,789,000

令和8年度新潟県債管理特別会計予算

令和8年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ246,667,282千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	246,667,282
	第2項 県債	155,465,282
		91,202,000
歳入	合計	246,667,282

千円

2 歳 出		金 額	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	246,667,282	千円
		246,667,282	
歳 出	合 計	246,667,282	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
借換債	千円 91,202,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	

<p>令和8年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算</p> <p>令和8年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,079千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>				
<p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>	<p>款</p>	<p>項</p>	<p>金</p>	<p>額</p>
<p>第1款</p>	<p>地域づくり事業資金収入</p>	<p>第1項 繰越金</p>	<p>253,079</p>	<p>千円</p>
<p>歳 入</p>			<p>合 計</p>	<p>253,079</p>

2 歳 出	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1444 512 2078"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1444 376 2078">第 1 款</td> <td data-bbox="376 1444 512 2078">地 域 づ く 事 業 資 金 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">第 1 項</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">地 域 づ く 事 業 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">第 1 項</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">貸 付 事 業 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">合 計</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">253,079</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="293 197 512 772"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 197 376 772">金 額</td> <td data-bbox="376 197 512 772">253,079</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 197 376 772">合 計</td> <td data-bbox="376 197 512 772">253,079</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 197 595 2078">歳 出</td> <td data-bbox="512 197 595 2078">合 計</td> <td data-bbox="512 197 595 2078">253,079</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1444 376 2078">第 1 款</td> <td data-bbox="376 1444 512 2078">地 域 づ く 事 業 資 金 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">第 1 項</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">地 域 づ く 事 業 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">第 1 項</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">貸 付 事 業 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">合 計</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">253,079</td> </tr> </table>	第 1 款	地 域 づ く 事 業 資 金 費	第 1 項	地 域 づ く 事 業 費	第 1 項	貸 付 事 業 費	合 計	253,079	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 197 376 772">金 額</td> <td data-bbox="376 197 512 772">253,079</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 197 376 772">合 計</td> <td data-bbox="376 197 512 772">253,079</td> </tr> </table>	金 額	253,079	合 計	253,079	歳 出	合 計	253,079
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1444 376 2078">第 1 款</td> <td data-bbox="376 1444 512 2078">地 域 づ く 事 業 資 金 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">第 1 項</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">地 域 づ く 事 業 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">第 1 項</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">貸 付 事 業 費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 772 376 1444">合 計</td> <td data-bbox="376 772 512 1444">253,079</td> </tr> </table>	第 1 款	地 域 づ く 事 業 資 金 費	第 1 項	地 域 づ く 事 業 費	第 1 項	貸 付 事 業 費	合 計	253,079	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 197 376 772">金 額</td> <td data-bbox="376 197 512 772">253,079</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 197 376 772">合 計</td> <td data-bbox="376 197 512 772">253,079</td> </tr> </table>	金 額	253,079	合 計	253,079					
第 1 款	地 域 づ く 事 業 資 金 費																	
第 1 項	地 域 づ く 事 業 費																	
第 1 項	貸 付 事 業 費																	
合 計	253,079																	
金 額	253,079																	
合 計	253,079																	
歳 出	合 計	253,079																

令和8年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和8年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,465,448千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金 第2項 財産収入 第3項 雑収入 第4項 諸収入 第5項 県債	1,465,448 219,636 6,469 573,162 1,181 665,000
歳 入	合 計	1,465,448

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款	災 害 救 助 事 業 費	第 1 項	1,465,448
		災 害 救 助 費	1,375,226
		基 金	8,119
		第 2 項	81,714
		第 3 項	389
		第 4 項	389
歳	出	合 計	1,465,448

令和8年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,572,739千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金 額
第1款 国民健康保険事業収入	第1項 分担金及び負担金	184,572,739
	第2項 国庫支出金	46,060,157
	第3項 財産収入	46,126,913
	第4項 繰入金	27,761
	第5項 雑収入	10,142,930
	第6項 雑収入	78,631,692
	第6項 繰越	3,583,286
歳 入	合 計	184,572,739

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 国民健康保険事業費			184,572,739
	第 1 項 総務	費	8,989
	第 2 項 事業	費	180,922,633
	第 3 項 基金	立	3,240,802
	第 4 項 諸支	出	400,315
歳	出	合 計	184,572,739

令和8年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,051千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款		項	金 額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	収入	第1項 繰入	583,051
		第2項 諸収入	39,124
		第3項 繰越	206,737
		合 計	337,190
歳 入			583,051

千円

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款	款 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 業 資 金 費 貸 付 事	項 目	額
		第 1 項 貸 付 事 業 費	583,051
		第 2 項 県 債 出 金	293,847
		第 3 項 繰 上 金	189,520
		第 3 項 繰 上 金	99,684
歳 出	合 計	583,051	

令和8年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

令和8年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入 第2項 寄付金 第3項 雑収入 第4項 諸収入	31,544 6,820 10 24,713 1
歳 入 合 計		31,544

2 歳 出	款	項	金 額
第 1 款	心 身 障 害 児 者 総 業 合 費	第 1 項 基 礎 第 2 項 積 立 金 出 金	31,544 11 31,533
歳	出	合 計	31,544

<p>令和8年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算</p> <p>令和8年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ497,180千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(地方債)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p> <p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>		
款	項	金 額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 収 入	第1項 繰 入 金 第2項 諸 収 入 第3項 県 債 第4項 繰 越 金	千円 497,180 7,326 294,265 95,000 100,589

497,180	
計 合 入 歳	

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款	中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費 業	第 1 項 貸 付 事 業 費 第 2 項 県 債 出 費 第 3 項 繰 出 金	497,180 202,806 192,156 102,218
歳	出	合 計	497,180

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付	千円 95,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

令和8年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和8年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 林業付貸付事業改善資金	第1項 諸収入	71,397
	第2項 繰越金	70
		71,327
第2款 木材産業等高度化推進資金付貸付事業	第1項 諸収入	128,871
		71,000

	第2項 県 第3項 繰 越	債 金 43,000 14,871
第3款 林業就業付貸 金 促進 事業 投資 収入 繰 越	第1項 繰 越 金	2,100 2,100
歳 入	合 計	202,368

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	71,347 71,347
第 2 款 木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	114,000 86,000
	第 2 項 県債費	28,000
第 3 款 林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款 予備費	第 1 項 林業改善資金予備費	14,921 50
	第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871
歳	合 計	202,368

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付事業	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和8年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和8年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	50,737 千円
	第2項 諸収入	61
	第3項 繰越金	50,607
歳 入	合 計	50,737

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	沿 岸 漁 業 改 善 事 業 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	50,687 50,687
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費	50 50
歳 出		合 計	50,737

令和8年度新潟県有林事業特別会計予算

令和8年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	106,404
	第2項 財産収入	14,519
	第3項 雑収入	10,344
	第4項 諸収入	71,064
	第5項 県債	110
		6,000

千円

	第6項	繰越金	4,367
歳入	合計	計	106,404

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	105,404
	第 2 項 県 債 費	34,340
	第 3 項 繰 出 金	47,064
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	24,000
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,000
	第 1 項 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	106,404

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 6,000	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和8年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和8年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,036,462千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	1,036,462
	第2項 繰入金	320,000
	第3項 繰越金	1,915
	合 計	1,036,462

千円

2 歳 出		
款	項	額
第1款 都市開発資金事業費	第1項 事業費	1,036,462
	第2項 繰出金	1,915
		1,034,547
歳	合 計	1,036,462

令和8年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,936,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		金額
款	項	金 額
第1款 港湾整備事業収入		千円
	第1項 使用材料及び手数料	2,936,661
	第2項 国庫支出金	1,192,913
	第3項 財産収入	20,600
	第4項 繰入金	260,073
	第5項 繰上入金	240,983
	第6項 諸県債	1,091
	第7項 繰越金	1,221,000
		1
歳 入	合 計	2,936,661

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	2,936,508	
	第 2 項 県 債 費	1,826,365	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	1,110,143	
	第 1 項 予 備 費	153	
歳 出 合 計		2,936,661	

千円

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債 借換	千円 1,111,000 110,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	1,221,000				

令和8年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予 定 量
1 営業関係	供給電力量	MWh 469,440
2 建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	電気事業収益	9,692,435
第1項	営業収益	8,951,501
第2項	財務収益	168,227
第3項	事業外収益	572,707

支 出		千円
第1款	電気事業費用	8,100,521
第1項	営業費用	6,851,489
第2項	財務費用	292,882
第3項	事業外費用	936,150
第4項	予備費	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,223,128千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	220,001
第1項	企 業 債 金	213,000
第2項	固 定 資 産 却 代 金	1
第3項	受 託 託 金	6,990
第4項	雜 収 入	10

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	13,443,129
第1項	建 設 費	7,538,703
第2項	企 業 債 還 金	2,525,487
第3項	貸 付 金	1,220,000
第4項	投 資	150,949
第5項	他 会 計 操 出 金	2,000,000
第6項	受 託 工 事 費	6,990
第7項	雜 支 出	1,000

区 分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補 て ん 財 源				
				過 年 度 損 留 保 定 金 千円	当 年 度 損 留 保 定 金 千円	経 営 安 定 金 積 立 金 千円	地 域 振 興 積 立 金 千円	消 費 的 支 出 費 的 支 出 額 千円
第1項 建設改良費	7,538,703	213,001	7,325,702	2,531,493	75,101	236,000	4,188,760	294,348
第2項 企業償還金	2,525,487		2,525,487	2,525,487				
第3項 貸付金	1,220,000		1,220,000			100,000	1,220,000	
第4項 投資	150,949		150,949	50,949				
第5項 他会計繰出金	2,000,000		2,000,000				2,000,000	
第6項 受託工事費	6,990	6,990						
第7項 雑支出	1,000	10	990	990				
計	13,443,129	220,001	13,223,128	5,108,919	75,101	336,000	7,408,760	294,348

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
三面発電所放水路ゲート点検整備工事(修繕分)	令和9年度		千円 35,836
猿田貯水池敷国有地借上料	令和9年度から 令和10年度まで		18,120
胎内第二発電所水車発電機分解点検整備工事	令和9年度		321,283

田川内・笠堀発電所巡視点検業務委託	令和9年度から令和12年度まで	70,447
刈谷田・広神発電所巡視点検業務委託	令和9年度から令和12年度まで	41,679
高田発電所名立取水ダム老朽化対策工事	令和9年度	60,000
後谷ダム他巡視点検業務委託	令和9年度から令和12年度まで	43,362
新潟東部太陽光発電所巡視点検業務委託	令和9年度から令和12年度まで	145,774
北新潟太陽光発電所巡視点検業務委託	令和9年度から令和12年度まで	47,003
緊急対応費	令和9年度	50,000
三面発電所放水路ゲート点検整備工事(増強分)	令和9年度	26,549
胎内第二発電所急速濾過槽更新工事	令和9年度	103,840

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所建設改良事業費	千円 213,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	1,208,223	千円
2	交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分		予	定	量
1	営業関係	1	給水量	先	数	92か所
		2	年間給水量	給	量	49,206,710立方メートル
		3	1日平均給水量	給	量	134,813立方メートル
2	建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業			一式
		2	既設設備の増強改良			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	2,033,637
第1項 営業収益	1,509,605
第2項 営業外収益	524,032

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,454,150
第1項 営業費用	2,339,197
第2項 営業外費用	104,953
第3項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,215,063千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入	
第1款 資本的収入	997
第1項 固定資産売却代金	30
第2項 雑収入	967

支		出	
第1款	資本的支出	1,216,060	千円
第1項	建設改良費	1,068,559	
第2項	企業償還金	147,501	

区	分	支出予定額	充当財源収入予定額	差引不足額	補てん財源						
					過損留	年勤費	度定金	消費調	本	費的整	税収額
第1項	建設改良費	千円 1,068,559	千円 997	千円 1,067,562		千円 972,091		千円 95,471			
第2項	企業償還金	147,501		147,501							
	計	1,216,060	997	1,215,063		1,119,592		95,471			

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
緊急	対応修繕工事	令和9年度				千円 50,000
上越工 分	工業用水道3号取水ポンプ 解点検査整備工事	令和9年度				39,834
	上越工業用水道運転管理及び巡視点検業務委託	令和9年度から 令和12年度まで				481,247

	笹山浄水場着分水耐震補強詳細設計業務委託	令和9年度	26,015
	沢口導水ポンプ場導水ポンプ盤更新工事	令和9年度から 令和11年度まで	346,636
	沢口導水ポンプ場沈砂池業務委託	令和9年度	26,015
	上越工業用水道3号アクセス工 新機械装置更	令和9年度	175,830

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合に於ける営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	441,052	千円
2	交際費	34	

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

40,323千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係	土地の	売却	平方メートル 576,767

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用地造成事業	収益 6,245,472
第1項	営業	収益 5,454,717
第2項	営業外	収益 790,755

千円

支		出	千円
第1款	工業用地造成事業費用		4,986,938
第1項	営業費用		4,981,698
第2項	営業外費用		4,240
第3項	予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	千円
第1款	資本的収入		889,000
第1項	他会計借入金		889,000

支		出	千円
第1款	資本的支出		339,893
第1項	工業用地造成費用		22,500
第2項	企業債償還金		317,383
第3項	雑支出		10

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、13,998,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	63,534	千円
2	交際費	18	

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,166千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分	の	態	様					
土	地	工	業	用	地	阿	賀	野	市	平	方	メ	ー	ト	ル	116,000	却
																見	附

令和8年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 2,731

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	51,934
第1項	営業収益	46,094
第2項	営業外収益	5,840

支		出	千円
第1款	用地造成事業費用		67,254
第1項	営業費用		67,228
第2項	営業外費用		26

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	千円
第1款	資本的収入		331,000
第1項	他会計借入金		331,000

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、331,000千円と定める。

令和8年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病	床	数	2,098床
年	間	患者数	612,000人 936,000人 1,548,000人
		入外	
		院来	
		計	
1	日	平均患者数	1,677人 3,884人 5,561人
		入外	
		院来	
		計	
1	病	院改築	一式
	加茂	病院改築	一式
	吉田	病院改築	一式
2	病	院増改築	一式
	関係	事業	
	関係	事業	
	関係	事業	
	関係	事業	

		中央病院整備事業 新発田病院整備事業 3 器械備品整備事業	一 式 一 式 一 式
--	--	-------------------------------------	-------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（経営改善推進事業）2,953,000千円を借り入れる。

収 入		千円
第1款 病院事業	業 収 益	76,135,574
第1項 医 業	収 益	61,485,480
第2項 医 業	外 収 益	14,649,894
第3項 特 別	利 益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	業 費 用	80,675,365
第1項 医 業	費 用	77,788,095
第2項 医 業	外 費 用	2,887,070
第3項 特 別	損 失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,909,869千円は、過年度分損益勘定留保資金150,000千円及び当年度分損益勘定留保資金1,759,869千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	10,933,284
第1項	投資回収金	1,248
第2項	企業業債	6,313,800
第3項	補助金	285,999
第4項	負担金交付金	4,291,552
第5項	その他の資本的収入	40,685

支 出		千円
第1款	資本的支出	12,843,153
第1項	建設改良費	7,003,589
第2項	無形固定資産	5,312
第3項	投資	1,248
第4項	償還金	5,833,004

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院LED照明器具賃借契約	令和9年度から 令和18年度まで	千円 662,113
国 立 大 学 法 学 医 療 学 講 座 設 置 協 定 地 域 精 神 病 院 コ ー ジ ャ ネ シ ョ ン 設 備 等 改 修 事 業	令和9年度から 令和12年度まで	120,000
新発田病院コ・ジェネレーション設備等改修事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,461,511
中央病院手術室等増築事業	令和9年度	882,041
器械備品整備事業	令和9年度	1,846,243

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費 公営企業脱炭素化推進 整備事業費 経営改善推進事業費	6,170,300 143,500 2,953,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。
合 計	9,266,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職員給与	38,897,892 千円
2 交 費	1,000

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,623,882千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,540,134千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	人工心肺装置	二 式

令和8年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			805床
年間患者数	入院	院	269,000人
	外来	来	362,000人
		計	631,000人
1日平均患者数	入院	院	735人
	外来	来	1,494人
		計	2,229人
主な建設改良事業	1 魚沼基幹病院整備事業	業	一 式
	2 総合医療情報システム整備事業	業	一 式
	3 医療器械備品整備事業	業	一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	収益	6,911,890
第1項 医業	収益	98,286
第2項 医業	外収	6,397,835
第3項 特別	利益	415,769

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第1款 病院事業	費用	6,699,371
第1項 医業	費用	6,036,538
第2項 医業	外費	662,733
第3項 特別	損失	100

収 入		千円
第1款 資 本 的 収 入	4,517,630	
第1項 企 業 債 金	895,000	
第2項 交 付 金	3,622,630	

支 出		千円
第1款 資 本 的 支 出	4,517,630	
第1項 建 設 費 金	899,563	
第2項 償 還 金	3,618,067	

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院整備事業費	限度額 千円 895,000	起債の方法 普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	利率 年9パーセント以内	償還の方法 借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。
-------	---------	----------------------	---	-----------------	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、895,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、760,085千円である。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	種類	名称	数量
医療器械	CT搭載型スベクト装置	CT搭載型スベクト装置	1式
医療器械	手術支援ロボットシステム	手術支援ロボットシステム	1式

令和8年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数			11市町村
	2	年間総処理水量	80,961,160		立方メートル
	3	1日平均処理水量	221,811		立方メートル
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 流域下水道事業収益		
第1項 営業収益		5,304,270
第2項 営業外収益		7,892,058
第3項 特別利益		10

支 出		千円
第1款 流域下水道事業費用		
第1項 営業費用		11,925,050
第2項 営業外費用		1,124,727
第3項 特別損失		10
第4項 予備費		100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,172,537千円は、当年度分損益勘定留保資金1,471,662千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額397千円、当年度利益剰余金処分額46,551千円及び繰越利益剰余金処分額653,927千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	9,848,632
第1項	企 業 債 金	2,731,500
第2項	国 庫 補 助 金	4,649,117
第3項	他 会 計 補 助 金	28,241
第4項	負 担 金	2,137,037
第5項	受 託 工 事 収 益	302,737

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	12,021,169
第1項	建 設 改 良 費	8,602,792
第2項	企 業 債 償 還 金	2,790,844
第3項	負 担 金 返 還 金	4,393
第4項	受 託 工 事 費	623,140

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	限	額
信濃川建設	下流域工事	令和9年度		千円 1,308,000
信濃川建設	下流域工事	令和9年度から 令和10年度まで		1,670,500
信濃川建設	下流域工事	令和9年度から 令和10年度まで		2,199,000
魚野川建設	下流域工事	令和9年度から 令和10年度まで		3,109,500
阿賀野川建設	下流域工事	令和9年度		997,000
西川流域	西川処理区建設工事	令和9年度		270,000
国際持続可能性カーボン認証審査費用	支払契約	令和9年度		200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 流域下水道事業 借換債	2,108,800 622,700	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
合 計	2,731,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
職 員 給 与 費	331,189 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,041,493千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち700,478千円は、次のとおり処分するものと定める。

区 分	金 額
減 債 積 立 金	700,478 千円

令和7年度新潟県一般会計補正予算

令和7年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,588,664千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,340,317,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 291,076,000	千円 7,647,000	千円 298,723,000
	第1項 県 民 税	71,643,000	4,986,000	76,629,000
	第2項 事 業 税	74,122,000	3,337,000	77,459,000
	第3項 地 方 消 費 税	80,650,000	△ 1,435,000	79,215,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	3,956,000	772,000	4,728,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,447,000	△ 61,000	2,386,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	418,000	4,000	422,000
	第7項 軽 油 引 取 税	20,659,000	45,000	20,704,000
	第8項 自 動 車 税	31,933,000	10,000	31,943,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	115,000	△ 11,000	104,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		121,965,000	3,047,000	125,012,000
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	121,965,000	3,047,000	125,012,000
第3款 地 方 譲 与 税		48,869,000	4,197,604	53,066,604
	第1項 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	44,805,000	4,237,293	49,042,293
	第2項 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,489,000	△ 46,593	3,442,407
	第3項 石 油 方 譲 与 税	113,000	15,996	128,996
	第4項 自 動 車 重 量 譲 与 税	347,000	△ 2,691	344,309

第5項 森林環境譲与税	113,000	△	7,559	105,441
第6項 航空機燃料譲与税	2,000		1,158	3,158
第4款 地方特例交付金	1,083,000	△	62,299	1,020,701
第1項 地方特例交付金	1,083,000	△	62,299	1,020,701
第5款 地方交付税	249,600,000	14,409,773		264,009,773
	249,600,000	14,409,773		264,009,773
第6款 交通安全対策特別交付金	375,000	△	78,753	296,247
第1項 交通安全対策特別交付金	375,000	△	78,753	296,247
第7款 分担金及び負担金	6,770,729	154,413		6,925,142
第1項 分担金	2,273,425	40,906		2,314,331
第2項 負担金	4,497,304	113,507		4,610,811
第8款 使用材料及び手数料	13,647,638	△	180,354	13,467,284
第1項 使用材料	9,757,144	△	181,706	9,575,438
第2項 手数料	3,890,494		1,352	3,891,846
第9款 国庫支出金	200,266,134	△	12,070,065	188,196,069
第1項 国庫負担金	30,654,416		1,520,112	32,174,528
第2項 国庫補助金	163,397,851	△	13,179,565	150,218,286
第3項 委託金	6,213,867	△	410,612	5,803,255
第10款 財産収入	2,664,614		336,296	3,000,910

第11款 寄附金	第1項 財産運用収入 第2項 財産売却収入	2,127,056 537,558	214,231 122,065	2,341,287 659,623
第11款 寄附金	第1項 寄附金	3,324,075 3,324,075	750,823 750,823	4,074,898 4,074,898
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金 第2項 基金繰入金	48,409,620 4,638,332 43,771,288	△ 4,266,967 △ 2,709,867 △ 1,557,100	44,142,653 1,928,465 42,214,188
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子収入 第3項 公営企業貸付金収入 第4項 貸付金収入 第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入 第7項 利子割精算金収入 第8項 雑収入	166,888,157 176,953 11,974 11,439,867 142,470,670 4,231,872 2,494,806 1 6,062,014	△ 51,145,526 △ 23,065 10,019 △ 412,352 △ 48,413,664 △ 1,796,891 △ 100,329 △ 1 △ 409,243	115,742,631 153,888 21,993 11,027,515 94,057,006 2,434,981 2,394,477 5,652,771
第14款 県債	第1項 県債	218,597,000 218,597,000	△ 4,360,000 △ 4,360,000	214,237,000 214,237,000
第15款 繰越金	第1項 繰越金	2,369,732 2,369,732	6,032,391 6,032,391	8,402,123 8,402,123

歳 入 合 計	1,375,905,699	△ 35,588,664	1,340,317,035

2 歳 出					計
款	項	補正前の額	補正額	計	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,460,797 千円	△ 10,757 千円	1,450,040 千円	1,450,040
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費 第2項 総 務 管 理 費 第3項 統 計 調 査 費 第4項 徴 税 費 第5項 市 町 村 振 興 費 第6項 選 挙 費 第7項 人 事 委 員 会 費 第8項 監 査 委 員 費	38,000,098 8,034,287 16,836,075 1,671,544 7,243,121 977,096 2,817,389 161,083 259,503	19,755,281 △ 44,879 19,845,239 △ 14,017 67,094 △ 105,293 6,762 2,535 △ 2,160	57,755,379 7,989,408 36,681,314 1,657,527 7,310,215 871,803 2,824,151 163,618 257,343	
第3款 環 境 費	第1項 環 境 政 策 費 第2項 環 境 対 策 費 第3項 資 源 循 環 推 進 費 第4項 防 災 費	8,281,979 768,032 884,355 611,952 6,017,640	△ 105,014 △ 178,981 △ 25,144 2,605 96,506	8,176,965 589,051 859,211 614,557 6,114,146	
第4款 福 祉 保 健 費		203,885,333	1,017,337	204,902,670	

	第1項 福祉保健費	24,334,938		251,328	24,586,266
	第2項 国保・福祉指導費	46,589,289		189,303	46,778,592
	第3項 地域医療政策費	18,140,970		1,261,597	19,402,567
	第4項 医師・看護職員確保対策費	3,527,301	△	55,095	3,472,206
	第5項 高齢福祉保健費	50,776,433	△	1,695,470	49,080,963
	第6項 健康対策費	5,721,819		21,064	5,742,883
	第7項 生活衛生費	1,483,731	△	86,382	1,397,349
	第8項 障害福祉費	25,427,991		749,179	26,177,170
	第9項 ことども家庭費	26,946,573		409,802	27,356,375
	第10項 感染症対策費	936,288	△	27,989	908,299
第5款 労働費		3,648,726	△	498,852	3,149,874
	第1項 労働委員会費	125,270	△	1,006	124,264
	第2項 しごと定住促進費	956,451	△	112,389	844,062
	第3項 雇用能力開発費	2,567,005	△	385,457	2,181,548
第6款 産業費		170,310,660	△	49,006,678	121,303,982
	第1項 産業政策費	2,846,757	△	22,355	2,824,402
	第2項 地域産業振興費	145,368,018	△	48,224,627	97,143,391
	第3項 創業・イノベーション推進費	2,248,199	△	162,002	2,086,197
	第4項 産業立地費	11,663,531	△	653,066	11,010,465
	第5項 観光費	2,314,450	△	47,504	2,266,946
	第6項 国際観光費	238,641	△	3,249	235,392

第7項	文 化	費	2,817,840	71,025	2,888,865
第8項	ス ポ ー ツ	費	2,813,224	35,100	2,848,324
第7款	農 林 水 産 業 費		100,972,534	△ 8,366,767	92,605,767
第1項	農 業 総 務 費		3,478,270	△ 125,047	3,353,223
第2項	地 域 農 政 推 進 費		9,750,280	△ 3,225,370	6,524,910
第3項	農 産 園 芸 費		2,534,702	△ 615,591	1,919,111
第4項	経 営 普 及 費		3,435,498	△ 274,214	3,161,284
第5項	食 品 ・ 流 通 費		2,820,934	△ 3,150	2,817,784
第6項	畜 産 業 費		3,346,370	△ 35,552	3,310,818
第7項	水 産 業 費		3,541,610	△ 225,696	3,315,914
第8項	林 業 費		13,274,346	△ 1,416,438	11,857,908
第9項	農 地 管 理 費		6,174,556	△ 38,117	6,136,439
第10項	農 地 基 盤 整 備 費		50,981,799	△ 2,439,893	48,541,906
第11項	農 地 計 画 費		1,634,169	32,301	1,666,470
第8款	土 木 費		156,759,050	△ 3,172,317	153,586,733
第1項	土 木 管 理 費		11,411,119	4,133	11,415,252
第2項	道 路 橋 り よ う 費		69,208,670	5,424,886	74,633,556
第3項	河 川 海 岸 費		30,383,725	△ 1,090,663	29,293,062
第4項	砂 防 費		14,629,314	△ 5,120,605	9,508,709
第5項	都 市 計 画 費		9,013,923	△ 204,577	8,809,346
第6項	建 築 費		6,608,860	△ 1,338,838	5,270,022

	第7項 交 通 港 湾 振 興 費	3,386,342	△	43,428	3,342,914
	第8項 港 湾 振 興 費	1,017,371	△	39,487	977,884
	第9項 港 湾 振 興 費	9,604,407	△	673,717	8,930,690
	第10項 空 港 振 興 費	1,495,319	△	90,021	1,405,298
第9款 警 察 費		54,613,974		430,296	55,044,270
	第1項 警 察 管 理 費	49,997,092		631,430	50,628,522
	第2項 警 察 行 政 費	4,616,882	△	201,134	4,415,748
第10款 教 育 費		170,800,543		3,252,516	174,053,059
	第1項 教 育 總 務 費	8,151,826	△	57,147	8,094,679
	第2項 小 中 学 校 費	84,439,104		1,490,590	85,929,694
	第3項 高 等 学 校 費	42,517,507		934,473	43,451,980
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	20,954,203		628,812	21,583,015
	第5項 生 徒 指 導 費	425,675	△	41,857	383,818
	第6項 生 涯 学 習 推 進 費	563,074	△	2,951	560,123
	第7項 保 健 体 育 費	607,428	△	35,996	571,432
	第8項 私 学 教 育 振 興 費	11,089,635		140,674	11,230,309
	第9項 大 学 費	2,052,091		195,918	2,248,009
第11款 災 害 復 旧 費		10,977,659	△	1,640,317	9,337,342
	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,567,184	△	572,562	2,994,622
	第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,410,475	△	1,067,755	6,342,720

第12款 県 債 費	第1項 県 債 費	280,471,455 280,471,455	△ 1,157,902 △ 1,157,902	279,313,553 279,313,553
第13款 諸 支 出 金	第1項 公 営 企 業 貸 付 金 第2項 雑 支 出 第3項 地 方 消 費 税 清 算 金 第4項 利 子 割 交 付 金 第5項 配 当 割 交 付 金 第6項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 第7項 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金 第8項 法 人 事 業 税 交 付 金 第9項 地 方 消 費 税 交 付 金 第10項 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 第11項 環 境 性 能 割 交 付 金 第12項 軽 油 引 取 税 交 付 金 第13項 利 子 割 精 算 金	175,422,891 11,439,867 6,281,000 78,870,464 108,702 2,335,014 2,787,048 114,742 5,316,168 61,697,856 292,600 1,172,608 5,006,106 1	3,914,510 △ 412,352 741,840 672,014 447,467 △ 36,828 536,382 20,150 288,496 1,530,599 3,428 △ 678 123,993 △ 1	179,337,401 11,027,515 7,022,840 79,542,478 556,169 2,298,186 3,323,430 134,892 5,604,664 63,228,455 296,028 1,171,930 5,130,099
歳 出	合 計	1,375,905,699	△ 35,588,664	1,340,317,035

第2表 継続費補正 1 変更											
款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後		
			総	千円	年度	年割額	総	千円	年度	年割額	
第6款 産業費	第7項 文化費	県政記念館改修費	1,303,388	千円	4	17,181	4	17,181	1,414,676	4	17,181
					5	310,965	5	310,965		5	310,965
					6	301,615	6	301,615		6	301,615
					7	311,588	7	311,588		7	303,871
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	一般国道253号道路業務 改築(神田高架橋)	7,500,000	千円	4	0	4	0	7,500,000	4	0
					5	440,000	5	440,000		5	440,000
					6	1,211,000	6	1,211,000		6	1,211,000
					7	1,700,000	7	1,700,000		7	1,651,000
						8	2,224,000			8	2,224,000

第3表 債務負担行為補正 1 追加							
事	項	期	限	度	額	説	明
	消防防災ヘリコプター運航管理業務委託契約	令和8年度から 令和12年度まで		1,145,692千円			
	一級河川春木山大沢川河川災害復旧助成国道113号橋架替工事委託契約 (相手方 北陸地方整備局)	令和8年度		230,000千円			
	三条四日町線物件補償契約	令和8年度から 令和10年度まで		333,603千円			
	阿賀野高校グラウンド敷地賃借契約 (相手方 関東財務局)	令和8年度から 令和10年度まで		11,391千円			

事 項		補 正		前 後		補 正	後 額	明 説
		期 間	限 額	期 間	限 額			
2 変 更								
コロニーにいがた白岩の里管理協定		令和6年度から 令和10年度まで	2,517,966千円	令和6年度から 令和10年度まで	2,623,038千円			
一般国道402号野積橋架替工事費用 負担協定 (相手方 北陸地方整備局)		平成29年度から 令和8年度まで	4,000,000千円	平成29年度から 令和11年度まで	5,000,000千円			
ダムE S C O事業委託契約		令和6年度から 令和28年度まで	194,000千円	令和6年度から 令和29年度まで	221,000千円			

第4表 地方債補正 1 変更		補		正		前		正		補		後	
		起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	限度額
道路事業費	17,499,000 千円	17,687,000 千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	17,687,000	17,687,000	17,687,000	17,687,000	17,687,000	17,687,000	17,687,000	17,687,000
河川事業費	14,213,000	13,776,000											
海岸事業費	712,000	784,000											
砂防事業費	6,804,000	4,895,000											
街路事業費	436,000	294,000											
公園事業費	874,000	1,032,000											
公営住宅建設事業費	328,000	251,000											
港湾事業費	5,399,000	4,981,000											
漁港事業費	512,000	438,000											
林道事業費	544,000	545,000											
治山事業費	2,825,000	2,615,000											

農地事業費	13,182,000	12,901,000
災害復旧事業費	4,227,000	3,610,000
学校教育施設等整備事業費	4,405,000	4,751,000
社会福祉施設整備事業費	451,000	381,000
地域活性化事業費	1,464,000	1,443,000
防災対策事業費	10,978,000	12,624,000
地方道路等整備事業費	6,666,000	6,174,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	928,000	979,000
河川等整備事業費	67,000	42,000
警察施設整備事業費	454,000	510,000
交通安全施設整備事業費	940,000	767,000
本庁舎改修事業費	133,000	135,000
地域機関改修事業費	340,000	320,000
脱炭素設備整備事業費	166,000	328,000

エコー・ミューリアム整備事業費	23,000	22,000					
長岡屋内総合ビル改修事業費	47,000	87,000					
県政記念館改修事業費	140,000	143,000					
農林水産業振興事業費	38,000	8,000					
公共施設等除却費	275,000	200,000					
デジタル活用推進事業費	53,000	24,000					
減収補てん償	1,984,000	0					
合計	218,597,000	214,237,000					

令和7年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和7年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ308,699千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,973,313千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		195,282,012千円	△ 308,699千円	194,973,313千円
	第1項 繰入金	195,282,012	△ 308,699	194,973,313
歳	入	195,282,012	△ 308,699	194,973,313

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 195,282,012	千円 △ 308,699	千円 194,973,313
	第1項 県債費	195,282,012	△ 308,699	194,973,313
歳	出 合 計	195,282,012	△ 308,699	194,973,313

令和7年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ276,541千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,602千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり事業取	第1項 繰越金	千円 403,143	千円 △ 276,541	千円 126,602
歳	合 計	403,143	△ 276,541	126,602

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 地域づくり事業 付 金 費	第1項 貸付事業費	千円 403,143	千円 △ 276,541	千円 126,602
歳 出	合 計	403,143	△ 276,541	126,602

令和7年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,617千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 325,683	千円 744,934	千円 1,070,617
	第1項 国庫支出金	63,051	185,911	248,962
	第2項 財産収入	3,773	226	3,999
	第3項 繰入金	245,074	440,505	685,579
	第4項 諸収入	1,082	1,333	2,415
	第5項 分担金及び負担金	12,703	791	13,494
	第6項 繰越金		116,168	116,168
歳 入	合 計	325,683	744,934	1,070,617

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	325,683	744,934	1,070,617	
	第2項 基金積立金	233,685	369,329	603,014	
	第3項 基金積立金	13,576	83,632	97,208	
	第4項 県繰出金	78,066	△ 188	77,878	
歳 出 合 計		325,683	744,934	1,070,617	

令和7年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ737,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,723,605千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		千円 182,461,452	千円 △ 737,847	千円 181,723,605
	第1項 分担金及び負担金	46,677,596	76,920	46,754,516
	第2項 国庫支出金	47,463,570	△ 1,483,184	45,980,386
	第3項 財産収入	16,629	△ 1,301	15,328
	第4項 繰入金	10,316,801	△ 86,984	10,229,817
	第5項 雑収入	77,433,365	711,918	78,145,283
	第6項 繰越金	553,491	44,784	598,275
歳 入	合 計	182,461,452	△ 737,847	181,723,605

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費	第1項 総務費	千円	182,461,452	△ 737,847	181,723,605
	第2項 事業費		4,660	△ 2	4,658
	第3項 基金積立金		181,857,893	△ 1,602,415	180,255,478
	第4項 諸支出名		216,156	△ 1,301	214,855
歳 出	合 計		182,461,452	△ 737,847	181,723,605

令和7年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,948千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入	15,983 千円	△ 9,035 千円	6,948 千円
	第3項 繰入金	420	1,117	1,537
	合 計	15,552	△ 10,152	5,400
歳 入	合 計	15,983	△ 9,035	6,948

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	心身障害児者 施設事業費		千円 15,983	△ 9,035	千円 6,948
		第2項 繰出金	15,972	△ 9,035	6,937
	歳出	合計	15,983	△ 9,035	6,948

令和7年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153,330千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,933千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	第2項 諸収入	562,263千円	△ 153,330千円	408,933千円
	第3項 県債	297,000	96,464	393,464
	第4項 繰越金	125,000	△ 125,000	
		130,572	△ 124,794	5,778
歳入	合計	562,263	△ 153,330	408,933

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
2 歳 出	第1款 中小企業支援資金貸付費	千円 562,263	千円 △ 153,330	千円 408,933
	第1項 貸付事業費	265,204	△ 249,808	15,396
	第2項 果債費	195,349	76,013	271,362
	第3項 繰出金	101,710	20,465	122,175
歳 出	合 計	562,263	△ 153,330	408,933

第2表 地方債補正 1 変更										
起債の目的	補		正			前		正		
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	125,000	千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。		千円			

令和7年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,962千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金	第2項 繰越金	千円 51,043	千円 △ 52	千円 50,991
歳入	合計	182,014	△ 52	181,962

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 林業改善事業 貸付事業資金費	第1項 貸付事業費	千円 50,993	△ 52	千円 50,941	
歳	出	182,014	△	181,962	
	合 計				

令和7年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,281千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,458千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	50,739 千円	△ 20,281 千円	30,458 千円
	第3項 繰越金	72	△ 72	30,397
	合 計	50,606	△ 20,209	30,397
歳 入	合 計	50,739	△ 20,281	30,458

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
第1款	沿岸漁業改善資金費	千円 50,689	千円 △ 20,281	千円 30,408
	第1項貸付事業費	50,689	△ 20,281	30,408
歳	出	50,739	△ 20,281	30,458
	合計			

令和7年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,499千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 126,170	千円 △ 10,499	千円 115,671
	第1項 国庫支出金	31,800	△ 8,139	23,661
	第2項 財産収入	13,302	△ 569	12,733
	第3項 繰入金	72,488	△ 150	72,338
	第4項 県債	4,600	△ 4,600	
	第5項 繰越金	3,980		6,237

	第6項 諸 収 入		702	702
歳 入	合 計	126,170	△	10,499
				115,671

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	125,170 千円	△ 10,499 千円	114,671 千円
	第2項 県債費	52,682	△ 10,349	42,333
歳 出 合 計		126,170	△ 10,499	115,671

第2表 地方債補正 1 変更																		
起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
																	千円	千円
県有林事業費	4,600	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	千円				千円									

令和7年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,458千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388,457千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	第1項 財産収入	千円 401,915	千円 △ 13,458	千円 388,457
歳入	合計	400,000	△ 13,458	386,542
歳入	合計	401,915	△ 13,458	388,457

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費		千円 401,915	千円 △ 13,458	千円 388,457
	第2項 繰 出 金	400,000	△ 13,458	386,542
歳	出 合 計	401,915	△ 13,458	388,457

令和7年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165,895千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,820,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,986,184	千円 △ 165,895	千円 3,820,289
	第2項 国庫支出金	15,000	△ 15,000	
	第3項 財産収入	216,719	△ 3,537	213,182
	第4項 繰入金	228,017	642	228,659
	第6項 県債	1,855,000	△ 148,000	1,707,000
歳 入	合 計	3,986,184	△ 165,895	3,820,289

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 3,986,031	△ 165,895	千円 3,820,136
	第1項 事業費	2,764,791	△ 165,895	2,598,896
歳	出 合 計	3,986,184	△ 165,895	3,820,289

令和7年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量	
	業	関										係
1	営	業				MWh					MWh	
						405,408					463,653	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 8,588,810	千円 1,048,214	千円 9,637,024
第1項	営業収益	8,358,008	880,004	9,238,012
第2項	財務収益	26,277	147,596	173,873
第3項	事業外収益	131,279	12,936	144,215
第4項	特別利益	73,246	7,678	80,924

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	7,323,535	2,837,489	10,161,024
第1項 営業費用	7,032,378	△ 1,277,781	5,754,597
第2項 財務費用	85,900	16,639	102,539
第3項 事業外費用	185,257	318,584	503,841
第5項 特別損失		3,780,047	3,780,047

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,823,123千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,544,712	△ 1,480,806	2,063,906
第1項 企業債	3,486,000	△ 1,501,000	1,985,000
第2項 固定資産売却代金	23,124	△ 19,884	3,240
第3項 受託金	35,578	△ 4,662	30,916
第4項 雑収入	10	44,740	44,750

支 出		補 正 予 定 額		補 正 前 の 予 定 額		計	
科	目	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款	資本的支出		11,449,963	△ 4,562,934		6,887,029	
第1項	建設改良費		5,772,008	△ 1,552,949		4,219,059	
第3項	投資		142,804	△ 9,985		132,819	
第4項	他会計繰出金		4,000,000	△ 3,000,000		1,000,000	

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源												
				過年度 損留	年度 勘定 金	当年度 損留	年度 勘定 金	減積 立	債積 立	建設 改良 積立	良好 積立	経営 安定 積立	資金 積立	地域 振興 積立	消費 費 資本 的 調 整	税 支 額
第1項	建設改良費	千円 4,219,059	千円 2,063,896	千円 2,155,163	千円 1,147,628	千円 37,290	千円 404,000	千円 191,964	千円 374,281							
第2項	企業債償還金	1,534,151		1,534,151	1,394,351											
第3項	投資	132,819		132,819	32,819			100,000								
第4項	他会計繰出金	1,000,000		1,000,000												
第5項	雑支出	1,000	10	990	990											
計		6,887,029	2,063,906	4,823,123	2,575,788	37,290	404,000	291,964	374,281							

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 金 額			変 更 金 額		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	高田・新高田発電所 大規模改修事業	千円	2	210,600	千円	2	210,600
				3	545,615		3	545,615
				4	1,260,892		4	1,260,892
				5	867,362		5	867,362
			9,622,089	6	1,168,470	4,052,939	6	1,168,470
				7	1,755,285		7	0
				8	1,304,253			
				9	2,065,557			
				10	444,055			

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
水力発電所建設改良事業費	千円 3,486,000	千円 1,985,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 1,115,662	千円 1,101,692

令和7年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年 間 総 給 水 量	49,932,562 立方メートル	53,359,536 立方メートル
	3 一 日 平 均 給 水 量	136,056 立方メートル	145,394 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 工業用水道事業	収益	1,818,376 千円	50,372 千円	1,868,748 千円
	第1項 営業収益	1,537,488	63,033	1,600,521
	第2項 営業外収益	280,888	△ 12,661	268,227

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,200,449	△ 111,198	2,089,251
第1項 営業費用	2,169,126	△ 170,445	1,998,681
第2項 営業外費用	21,323	59,247	80,570

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,869,374千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,236	39,971	43,207
第2項 雑収入	3,206	△ 2,629	577
第3項 国庫補助金		42,600	42,600

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	1,766,056	146,525	1,912,581
第1項	建設改良費	1,103,313	158,340	1,261,653
第3項	投資	510,000	△ 9,295	500,705
第4項	雑支出	6,012	△ 2,520	3,492

区	分	支出予定額 千円	充当財源 収入予定額 千円	差引不足額 千円	補てん財源		
					減積	債立金 千円	過損留保 千円
第1項	建設改良費	1,261,653	43,207	1,218,446		1,104,926	113,520
第2項	企業債償還金	146,731		146,731	10,344	136,387	
第3項	投資	500,705		500,705		500,705	
第4項	雑支出	3,492		3,492		3,492	
	計	1,912,581	43,207	1,869,374	10,344	1,745,510	113,520

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	金額	元	金額	変更	金額
職員給与費			千円 409,481		千円 401,447

(他会計からの補助金)

第6条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を

37,207千円に改める。

令和7年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定	量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 81,000	平方メートル 36,065		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 1,646,396	千円 △ 389,402	千円 1,256,994
	第1項 営業収益	855,525	△ 391,771	463,754
	第2項 営業外収益	790,871	2,369	793,240

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	858,585	△ 347,697	510,888
第1項 営業費用	852,971	△ 348,218	504,753
第2項 営業外費用	4,614	521	5,135

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 58,260	千円 62,409

(他会計からの補助金)

第5条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,340千円に改める。

令和7年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土 地 の 売 却		平方メートル 1,861.21				平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 48,370	千円 △ 21,801	千円 26,569
第1項	営業収益	41,836	△ 17,870	23,966
第2項	営業外収益	6,534	△ 3,931	2,603

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 用地造成事業費用	37,781	△ 22,965	14,816
第1項 営業費用	37,759	△ 22,970	14,789
第2項 営業外費用	22	5	27

令和7年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	変更	予定量
年間患者数	入	613,000 人	612,000 人	
	外	973,000 人	936,000 人	
	計	1,586,000 人	1,548,000 人	
1日平均患者数	入	1,679 人	1,677 人	
	外	4,021 人	3,868 人	
	計	5,700 人	5,545 人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	77,602,567	△ 31,983	77,570,584
第1項 医療収益	62,019,528	△ 725,041	61,294,487
第2項 医療外収益	15,582,839	693,258	16,276,097
第3項 特別利益	200	△ 200	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	79,890,722	230,570	80,121,292
第1項 医療費用	77,062,598	414,660	77,477,258
第2項 医療外費用	2,827,924	△ 192,895	2,635,029
第3項 特別損失	200	8,805	9,005

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,462,959千円は、過年度分損益勘定留保資金1,986,892千円及び当年度分損益勘定留保資金476,067千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	8,371,639	629,358	9,000,997
第1項 投資回収金	1,672	△ 1,231	441
第2項 企業業助金	3,650,500	△ 79,600	3,570,900
第3項 補助金	142,431	87,364	229,795
第4項 負担金交付金	4,576,126	596,026	5,172,152
第5項 その他資本的収入	910	26,799	27,709

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	11,385,250	78,706	11,463,956
第1項 建設改良費	4,174,171	71,743	4,245,914
第3項 投資	1,672	△ 237	1,435
第5項 その他資本的支出	633,270	7,200	640,470

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元			金額			變更金額		
			總額	年度	年割額	總額	年度	年割額	總額	年度	年割額
			千円	25	千円	千円	25	千円	25	千円	
				26	546,230		26	546,230	26	546,230	
				27	3,726,370		27	3,726,370	27	3,726,370	
				28	561,097		28	561,097	28	561,097	
				29	321,756		29	321,756	29	321,756	
				30	1,028,382		30	1,028,382	30	1,028,382	
			14,611,586	元	4,248,794	14,604,015	元	4,248,794			
		十日町病院改築事業		2	2,384,015		2	2,384,015	2	2,384,015	
				3	745,495		3	745,495	3	745,495	
				4	542,137		4	542,137	4	542,137	
				5	460,398		5	460,398	5	460,398	
				6	23,890		6	23,890	6	23,890	
				7	23,022		7	23,022	7	15,451	
1	資本の支出	1	建設改良費								

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
たな卸資産購入限度額	千円 22,682,480	千円 23,176,516

令和7年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予定量	変更予定量
年間患者数	入		239,000 人	264,000 人
	外		362,000 人	365,000 人
	計		601,000 人	629,000 人
1日平均患者数	入		655 人	724 人
	外		1,486 人	1,508 人
	計		2,141 人	2,232 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	7,048,742	△ 26,251	7,022,491
第1項 医療収益	74,627	22,474	97,101
第2項 医療外収益	6,637,318	8,409	6,645,727
第3項 特別利益	336,797	△ 57,134	279,663

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	6,994,074	253,977	7,248,051
第1項 医療費用	5,947,842	101,252	6,049,094
第2項 医療外費用	638,149	152,725	790,874

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	4,692,186	△ 25,238	4,666,948
第1項 企業債	1,251,000	66,000	1,317,000
第2項 負担金交付金	3,441,186	△ 93,245	3,347,941
第3項 補助金		2,007	2,007

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	4,692,186	△ 25,238	4,666,948
第1項 建設改良費	1,279,774	68,512	1,348,286
第2項 償還金	3,412,412	△ 93,750	3,318,662

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額 千円	変 更 金 額
病院整備事業費	1,153,000	1,194,000
公営企業脱炭素化推進整備事業費	98,000	123,000

(他会計からの補助金)

第6条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,031,355千円に改める。

令和7年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年 間 総 処 理 水 量	78,437,371 立方メートル	79,245,403 立方メートル
	3 一 日 平 均 処 理 水 量	214,897 立方メートル	217,111 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業収益	12,940,829	291,170	13,231,999
第1項 営業収益	4,805,108	8,010	4,813,118
第2項 営業外収益	8,135,711	283,170	8,418,881
第3項 特別利益	10	△ 10	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額	計 千円
第1款 流域下水道事業費用	12,713,772	376,481	13,090,253
第1項 営業費用	11,497,597	390,945	11,888,542
第2項 営業外費用	1,116,165	△ 14,454	1,101,711
第3項 特別損失	10	△ 10	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,169,179千円は、当年度分損益勘定留保資金1,478,046千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,758千円、当年度利益剰余金処分額141,746千円及び繰越利益剰余金処分額547,629千円で補てんする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	7,075,651	△ 2,599,532	4,476,119
第1項	企業債	1,742,300	△ 395,800	1,346,500
第2項	国庫補助金	3,824,490	△ 1,755,293	2,069,197
第3項	他会計補助金	31,725	△ 13,971	17,754
第4項	負担金	1,475,422	△ 433,569	1,041,853
第5項	受託工事収益	1,714	△ 899	815

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	9,254,054	△ 2,608,756	6,645,298
第1項	建設改良費	6,773,537	△ 2,621,222	4,152,315
第3項	負担金返還金	5,161	14,176	19,337
第4項	受託工事費	3,114	△ 1,710	1,404

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更		前		後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
国際持続可能性カーボン 認証審査費用支払契約	令和8年度	千円 51	令和8年度	千円 180	令和8年度	千円 180

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
流域下水道事業	千円 1,443,700	千円 1,047,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 330,749	千円 339,092

(他会計からの補助金)

第8条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,367,006千円に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金の処分額を689,375千円に改め、次のとおり処分するものと改める。

区	分	元	金額	変更	金額
減	債積立金		千円 738,919		千円 689,375

令和7年度新潟県一般会計補正予算

令和7年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	地域活性化推進費	187,533 千円
	第2項 総務管理費	総合研修センター修繕費	4,961
本庁舎整備備費		43,923	
本庁舎維持管理費		850	
庁舎維持特定修繕費		90,803	
		庁舎整備備費	23,154

第3款 環境	第1項 環境政策費	防災行政無線体制整備費	93,606
		中小事業者脱炭素経営支援費	3,878
		県有施設の脱炭素設備導入費	106,653
		自然公園等利用施設修繕費	1,676
		愛鳥センター施設整備費	1,279
第4款 福祉保健	第4項 防災費	教育訓練施設等整備費	23,536
		新潟ユニゾンプラザ施設設備整備費	38,227
	第3項 地域医療政策費	灯油購入費助成補助金	557,600
		医療機能分化・連携促進基盤整備補助金	7,260
		医療機関賃上げ・物価上昇対策支援費	886,195
	第4項 医師・看護師・保健師・介護職員確保費	救急医療体制整備費	3,782
		訪問看護ステーション賃上げ対策支援費	49,704
	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	1,634,316
		介護職員宿舎施設整備支援費	4,031

		介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援費	3,872,301
		介護施設等に対するサービス継続支援費	655,548
		がん予防総合センター設備整備費	10,000
		障害福祉分野における賃上げに対する支援費	669,990
		バリアフリーーマちづくり事業費	440,993
		障害者支援施設等整備補助金	353,381
		出産・子育て支援費	611
		業局賃上げ・物価上昇対策支援費	261,499
第5款	労働費	テクノスクル管理費	4,950
第6款	産業費	自然科学館維持補修費	24,531
		近代美術館維持補修費	3,058
第7款	農林水産業費	長岡屋内総合プール維持補修費	44,200
		新潟県地域計画実践支援事業補助金	17,423
第3項	農産園芸費	農業適正管理事業補助金	138,699
第8項	スポーツ費		
第7項	文化費		
第3項	雇用能力開発費		
第10項	感染症対策費		
第9項	子ども家庭費		
第8項	障害福祉費		
第6項	健康対策費		

	第4項 經營普及費	青年就農支援補助金	3,750
		農業大學校維持補修費	10,551
	第6項 畜産業費	妙法育成牧場施設維持補修費	12,093
		漁場環境保全創造事業費	55,742
	第7項 水産業費	内水面水産試験場施設整備費	29,535
		県営漁港維持管理費	1,319
		県営漁港維持補修費	14,177
		県営漁港海岸保全施設点検費	8,220
		県営漁港施設機能強化事業費	1,140
		県営漁港海岸保全事業費	109,766
		市町村営漁業集落環境整備事業補助金	105,000
	第8項 林業費	市町村営地方創生港整備事業補助金	172,320
		林道改良事業助成費	28,151
県単林道整備事業補助金		7,443	

	林業・木材産業生産基盤強化対策事業補助金	4,824
	予防治山事業費	167,927
	地すべり防止事業費	44,607
	機能強化・老朽化対策事業費	22,982
	災害関連連緊急治山等事業費	334,854
	小規模治山事業費	87,171
	小規模治山事業補助金	2,400
	土砂災害緊急治山事業費	172,132
	土地改良施設県管理費	620,000
	県営民間技術連携型棚田地域振興整備事業費	8,000
	団体営渇水対策施設緊急整備事業助成費	12,300
	団体営農村振興総合整備事業助成費	10,500
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	5,425
	県単地すべり防止事業費	65,000
	第9項 農地管理費	
	第10項 農地基盤整備費	

	県単農業・農村整備事業補助金	8,746
	防災・減災対策農業水利施設 防点検・調査計画費	118,000
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画 事業補助金	176,000
	農業用水水利権変更更新調査費	12,010
	県営農業農村整備調査計画費	381,396
	団体営調査設計事業補助金	199,000
	団体営農村整備事業調査計画補助金	33,401
	社会資本長寿命化対策費	362,969
	河川敷地等調査・測量費	1,306
	廃道敷敷管理費	22,976
	道路路台帳整備費	9,640
	河川川台帳整備費	9,389
	土木施設等環境整備対策費	383,989
	うるおいの新潟創成事業費	36,166
	第11項 農地計画費	
	第1項 土木管理費	
第8款 土木費		

第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	300,315
	建設関係道路調査費	64,709
	道路維持管理費	1,751,044
	奥只見シルバークライン維持管理費	46,800
	弥彦山・七浦道路維持管理費	5,000
	舗装道路維持修繕費	12,015
	橋りょう維持修繕費	332,237
	陸道路維持修繕費	42,000
	防災・防雪施設維持修繕費	18,000
	道路改築費(県単)	565,355
	地域づくり基盤道路整備事業費	1,122,699
	道路安全施設費	271,435
	道路改善費	501,548
道路防災対策費	101,444	

	世界遺産を核とした観光客受入環境整備費	4,130
	陸道補修費(県単)	423,307
	舗装道補修費	1,278,789
	橋りょう補修費(県単)	658,289
	防災・防雪施設補修費(県単)	235,881
	雪寒施設整備費	76,000
	道路融雪施設補修費	1,042,623
	除雪パトロール省力化推進費	61,669
	道路融雪施設維持費	2,000
	雪寒対策機械整備費(県単)	399
	電源立地関係道路費	63,831
第3項河川海岸費	排水機場等維持管理費	38,513
	排水機場等整備費	18,939
	河川調査費	6,720

海	岸	調	査	費	947				
総合流域防災対策情報基盤等整備費					93,678				
水	防	設	維	持	管	理	費	6,408	
豪雨時の主体的な避難行動支援費								32,108	
河	川	維	持	費	273,061				
河	川	補	修	費	1,158,800				
河	川	環	境	整	備	費	18,000		
河	川	災	害	復	旧	助	成	費	868,499
河	川	整	備	費	421,944				
海	岸	侵	食	対	策	費	227,623		
海	岸	環	境	整	備	費	763		
海	岸	維	持	費	10,000				
海	岸	施	設	補	修	費	134,000		
海	岸	整	備	費	132,030				

		ダム維持管理費	41,568
		ダム施設緊急整備事業費	279,375
第4項 砂防費		砂防施設等管理費	5,665
		河川砂防調査費	17,087
		砂防設備修繕費	24,000
		砂防施設維持修繕費	14,280
		地すべり防止施設維持修繕費	10,100
		急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	4,411
		砂防工事費	123,500
		土砂災害・火山噴火緊急事業費	574,607
		障害防止費	83,669
		情報システム修正費	485
			気象観測機器更新費(砂防)
		災害関連緊急地すべり対策費	159,800

	地すべり防止工事費	61,000
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	57,367
	急傾斜地崩壊防止工事費	36,902
	集落雪崩対策費	11,000
第5項 都市計画費	住生活基本計画策定事業費	4,378
	都市計画基礎調査費	5,866
	長期未着手都市計画道路見直し事業費	4,620
	液状化被災宅地復旧支援事業費	255,000
	街路整備備費	61,881
	景観・歴史まちづくり推進事業費	1,173
	公園整備費(県単)	301,601
	公園維持管理費	43,902
	流域別下水道整備総合計画策定費	2,355
	第6項 建築費	空き家再生等支援費

	浄水場設備工事費	125,764
	基幹病院整備事業費	169,981
	公営住宅建設費	2,444
	住環境整備費	2,552
	県営住宅管理費	43,824
第9項 港 湾 費	港湾施設維持管理費	269,800
	派川加治川補償用水施設等管理費	15,428
	港湾等調査費	110,001
	港湾修繕費	270,578
	港湾整備費	56,455
	港湾環境整備費	231,228
	港湾施設改良統合補助事業費	399,699
第10項 空 港 費	佐渡空港維持管理費	7,051
	佐渡空港改修費	71,000

第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	航空機特別修費	81,429
		車両整備備費	5,327
		南魚沼警察署建築費	8,868
		十日町警察署建築費	131,365
		交番駐在所建築費	36,800
		警察署等整備備費	2,159
		運転免許センター整備備費	155,820
		高校大規模・耐震改修費(県単)	1,165,726
		高校外壁老朽化対策費	5,239
		高校校修繕費	8,000
第10款 教 育 費	第3項 高 等 学 校 費	産業教育設備費(県単)	32,042
		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	12,600
		特別支援学校環境整備備費(県単)	76,600
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 復 旧 設 費	林道施設災害復旧事業助成費	306,747

	治山施設災害復旧費	373,782
	耕地災害復旧費	1,470,381
	農地地すべり防止施設災害復旧費	3,500
第2項 土災	建設関係災害復旧費	4,838,973
	県単災害復旧費	40,414
合	計	39,365,564

2 変 更					
款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額	
第3款 環境 費	第2項 環境 対策 費	自然公園等施設整備交付金事業費	千円 53,230	千円 55,229	
第4款 福祉 保健 費	第8項 障害 福祉 費	県立障害福祉施設整備費	175,223	286,223	
第6款 産 業 費	第7項 文 化 費	施設 設 備 整 備 費	57,903	238,097	
第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	農 林 水 産 業 総 合 振 興 事 業 助 成 費	830,000	920,905	
		經 営 構 造 対 策 事 業 助 成 費	755,484	759,924	
	第7項 水 産 業 費	県 営 水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	98,100	392,798	
		県 営 水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 費	251,000	546,680	
		市 町 村 営 水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 補 助 金	19,150	124,724	
		県 営 漁 港 整 備 事 業 費	75,200	107,409	
	第8項 林 業 費	林 道 開 設 事 業 費	275,240	504,314	
		民 有 林 造 林 奨 励 補 助 金	370,711	643,136	
		復 旧 治 山 事 業 費	288,960	337,900	

	緊急予防治山事業費	413,100	450,321
	防災林造成事業費	646,370	665,698
	緊急機能強化・老朽化対策事業費	276,130	355,856
	林木育種事業費	1,910	2,980
	県民の森等施設整備費	4,015	5,840
	県営かんがい排水事業費	1,530,558	2,212,558
	県営基幹水利用施設 ストックマネジメント事業費	1,438,566	1,835,566
	県営農地防災排水事業費	603,897	653,897
	県営湛水防除事業費	1,710,719	1,879,719
	県営地すべり対策農地事業費	390,920	512,920
	県営ため池等整備事業費	1,734,203	1,916,203
	県営地盤沈下対策農地事業費	681,365	860,365
	国営附帯県営農地防災事業費	131,686	141,686
	県営特定農業用管水路等特別対策事業費	88,027	97,027
第10項	農地基盤整備費		

第8款 土 木 費	第11項 農 地 計 画 費	県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	1,135,513	1,420,513
		県営経営体育成基盤整備事業費	17,261,641	19,914,836
		県営農道橋等保全対策事業費	13,168	30,348
		県営中山間地域対策事業費	626,385	1,020,909
		団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	12,390	161,638
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業助成費	15,419	80,219
		団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業助成費	86,108	143,108
		団体営農業集落排水事業助成費	92,375	306,039
		耕作条件改善事業助成費	109,315	136,416
		地籍調査事業費	22,620	175,167
	第2項 道路橋りょう費	2,258,359	5,637,212	
災害防除施設費	593,780	1,012,285		
陸道補修費	123,315	559,435		
橋りょう補修費	3,892,631	4,645,154		

	雪寒対策機械整備費	560,804	658,787
	緊急地方道路整備費	2,345,879	6,936,196
	緊急地方道路整備費(街路)	185,850	1,540,783
第3項 河川海岸費	河川管理施設機能確保事業費	974,400	999,418
	広域河川改修費	1,688,400	5,400,844
	河川総合流域防災対策整備費	404,250	702,755
	河川災害復旧関連緊急事業費	630,000	1,183,565
	海岸高潮対策費	126,000	137,550
	海岸老朽化対策費	63,000	109,000
	河川総合開発事業費	130,900	345,618
第4項 砂防費	堰堤改良費	723,655	764,180
	通常砂防費	1,077,440	1,662,196
	火山砂防費	270,400	435,090
	砂防総合流域防災対策整備費	839,592	1,458,843

第9款 警察 費	第5項 都市計画費	地すべり対策費	1,035,840	1,326,340
		急傾斜地崩壊対策費	214,240	261,552
		街路事業費	210,000	640,340
		公園整備費	1,713,520	2,703,520
		既設公営住宅改善費	69,600	459,947
	第6項 建築費	港湾改修費	550,000	1,593,440
		港湾海岸保全費	32,000	259,534
		警察庁舎等特別修繕費	232,884	416,728
		交通安全施設整備費	44,000	83,904
第10款 教育 費	第1項 警察行政管理費	県立学校整備関係費	1,740	4,177
		高等学校費	260,969	455,969
	第2項 警察行政費	高等学校冷房整備費	212,769	413,337
		高等学校環境整備費	60,000	2,979,435
	第3項 特別支援学校費	県立特別支援学校(仮称)建設費	189,925	293,830

	第6項 生涯学習推進費	図書館等 改修費	200,241	257,630
合	計		78,023,936	110,066,714

令和7年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	災害救助法による救助費	千円 4,104
合	計		4,104

令和7年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 15,180	千円 24,291
合	計		15,180	24,291

令和7年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和7年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	571,245 <small>千円</small>
		港湾施設整備費	1,156,000
合	計		1,727,245

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）8の規定により、令和8年1月から同年3月までの苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報系端末装置等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
情報系端末装置等賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先**(1) 期間**

本公告の日から令和8年5月21日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先**ア 契約手続に係るもの**

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831（直通）

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

電話番号 025-285-0110 内線2443

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 過去10年以内に本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(8) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和8年5月21日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年6月18日(木)午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月25日(木)午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和8年6月24日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Contract for Information-related Terminal Equipment and Peripheral Devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Thursday, June 25, 2026

Time: 11:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831 Direct

For technical specifications:

Information Technology Planning Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 2443

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、通信回線機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年

政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年4月10日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

通信回線機器等賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の交付を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和8年5月21日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831(直通)

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

電話番号 025-285-0110 内線2441

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各項に該当しない者であること。

(2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

(3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。

(4) 過去10年以内に本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(8) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和8年5月21日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年6月18日(木)午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月25日(木)午前11時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を令和8年6月24日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for telecommunications Line Devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Thursday, June 25, 2026

Time: 11:30 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

First Floor, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831 Direct

For technical specifications:

Information Technology Planning Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 2441

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、薬剤部事務業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年4月10日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

薬剤部事務業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県内に本社または営業所等が所在する者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年4月21日(火)午前10時00分

新潟県立新発田病院5階大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和8年4月17日(金)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和8年4月17日(金)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、院内物流管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年4月10日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 院内物流管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を令和6年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

令和8年4月20日(月)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年4月27日(月)午前10時20分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、夜間看護補助者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年4月10日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 夜間看護補助者派遣業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県内に本社または事業所を有していること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限
令和8年4月20日（月）午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年4月27日（月）午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

正 誤

令和8年3月30日付け新潟県条例第8号（新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

27ページの「令和8年法律第 号」は、「令和8年法律第2号」の誤り。